

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会報告書の概要

1 調査結果

- 職員Aは、有罪となった2件のほか、8件の治山工事でB社社長のほか1社の関係者に対して予定価格等を漏洩
- 職員Aの元上司1名は、職員Aに対し、平成20年度の最初の漏洩に際してこれを促す指示
- 職員Aの元上司1名及び他の職員1名は、公表前の予算額を含む資料等を業界団体に再就職したOBへ手渡した
- 職員Aを含む10名の職員が、利害関係のある事業者等から飲食、贈物等を受けていたことを確認

2 本事案の要因・背景

【本事案に至る過程】

○職員Aは、かつての一部の上司・先輩の仕事振りを範とすることでコンプライアンス意識が希薄化。奈良所での不安感を埋めるB社社長への信頼、先輩・上司からの言動等によって、コンプライアンス意識を失ったと推察

【希薄なコンプライアンス意識】

○広島事案後も、予定価格を類推させるヒント程度の情報なら構わないとの甘い意識があり、情報漏洩に対して認識が不足する職員が存在

○一部の職員においては、被災地を復旧するとの結果のみに関心が集まり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢が存在

悪しき慣行

【事業者との癒着等を助長した一部の先輩・OBの存在】

○業界団体に再就職したOBが、現役職員を交えて事業者の負担で事業者と飲食するなどの行為を確認

【事業の性質、地域性等】

○アクセスの悪い山間奥地で、特殊な技術が要求される治山工事であること等から、応札者が特定の者に偏る傾向がある中で、競争を促すための入札関連情報の積極的な開示が不足

○職員Aを管理すべき職員が、業務がうまく進んでいれば任せきりにし、職員Aへの十分な管理監督を仕切れなかったことで、「継続的」な情報漏洩が生じたことから、業務を管理する立場の職員の意識については、猛省と改革が必要

3 再発防止策の提言

【コンプライアンスの強化】

➢局内に外部有識者を含めたコンプライアンス推進を図る体制を確立し、PDCAを機能させる取組を行うことが必要

➢事業者からの働きかけ及び非違行為に該当する身近な具体的行為、その処罰内容を、執拗に職員に刷り込んでいく取組等が重要

【なれ合いの防止】

➢人事異動のローテーションの見直しが必要

【OBに関する措置】

➢局OBについては、本事案に関係したコンプライアンスが不十分な事業者・団体へ就職することがないように、局として何らかの措置を講ずる必要

【情報漏洩等が起こる隙のないシステムの構築】

➢入札関連情報につき、国の組織の中で最も進んだレベルで開示を行うことが重要

【競争の確保】

➢入札参加資格要件の拡大が必要

【監視・監査の強化】

➢監査等の内部スクリーニングの強化を図るなど、不断の監視と不適切な事態の早期発見に努めることが必要